

医療法人至誠会 なゆたの森病院緩和ケア病棟 入棟・退棟基準

(入棟基準)

- 1 : 悪性腫瘍による痛み、吐き気、全身倦怠感、呼吸困難、精神症状など、何らかのつらい症状があり、それらの症状緩和のために入院による治療が必要であること
- 2 : 緩和ケア病棟とはどういう所なのか理解したうえで、患者さん本人および家族が共に緩和ケア病棟への入院（入棟）を希望していること
 - ① 病状の進行による身体的・精神的苦痛に対して症状緩和を目的とした医療が行われること
 - ② 緩和ケア病棟入院中は抗がん剤などを用いた治療を行わないこと
 - ③ 苦痛症状が緩和された時は退院していただくことがあること
 - ④ 入院期間が2か月となった場合、入院継続の可否について検討することもあること
- 3 : 緩和ケア病棟への入棟同意書に患者さん本人又は家族が同意（署名）できること
- 4 : レスパイトケアのための短期入院（2週間以内）
- 5 : 認知症やせん妄などで徘徊がある場合には、ご家族が付き添えること
- 6 : 入棟判定会議で入棟を許可した場合

※上記の基準に基づいて緩和ケア病棟への入棟適応かどうかの判断を行いますが、最終的に入棟を許可するかどうかは入棟判定会議で決定します。入棟判定会議の結果によっては、入棟をお断りすることもあります。

(退棟基準)

- 1 : 本人や家族が退院を希望した場合
- 2 : 症状が安定し、通院治療や在宅緩和ケアが可能と判断された場合
- 3 : 悪性腫瘍の症状緩和以外の治療を優先する必要が生じた場合
- 4 : 手術・輸血、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤の投与、免疫（細胞）療法（NK細胞療法、がんワクチン療法など）、人工呼吸器の装着、その他の積極的・侵襲的な治療を希望される場合

(病棟の制限について)

以下の処置を必要とする場合は、入院をお受けできません

1. 人工呼吸器の使用、または使用を希望する場合
2. 人工透析を受けている場合（ただし、当院の維持透析患者である場合は、判定会議で検討することもある）
3. 無断外出・外泊および徘徊が認められる場合
4. 暴言・暴力行為などが認められる場合
5. 重度の精神科疾患（認知症や統合失調症、うつ病など）や内分泌疾患（重度の糖尿病など）、自己免疫疾患（関節リウマチなど）で専門医の支援が必要不可欠な場合

平成28年4月1日より運用
平成29年3月1日改訂

上記に関する問い合わせ先： 地域医療連携室 0952-20-6006